

会内で「デジタル庁」の設置を指示するなどしているのは、こ

れを進めるためである。

ただし、いずれもマイナンバーという番号と紐づいてカード

を拡大するものでは今のところなく、マイナンバー制

度のインフラを使ってデジタル化を進める議論ではある。

権利擁護を基盤としたシステム整備を

このような便益の向上と経済的利益という、ある意味とても

直接的な便宜供与でマイナンバーの普及をはかるのは、

カードがなくても困らないと思う人びとへのカード取得のイン

センティブではある。一方で、直接過ぎる便宜供与にどのよう

な思惑があるのかという警戒感も少なからずある。カードの所

持を義務化せず、任意の取得に委ねているために起こっている

現象でもある。

しかし、現実には爆発的な普及にならないのは、やはり、どこ

まで何が拡張していくのか様子を見ている人も多いのではない

だろうか。個人情報には使っていない、番号は使っていないと説

明しつつも、じわじわと制度が拡張しているのその説明がど

の程度有効なのか測りかねているとも言えるだろう。

社会の進む方向として、デジタル化は不可避であり、使える情

報技術を効果的に利用して市民の権利保障強化を中心にし、効

率的に業務を行うことを而立させるのは、この先の高齢化社会

監視社会化とマイナンバー制度

日本でも各所に配置されている防犯カメラは、犯罪解決に有力な証拠となることがある。

しかしながら、

AIによる顔認証技術の進歩とあいまったシステムの運用は、監視社会へとつながりかねない。

キヤンピュリクスとなり、個人のくらしの履歴がデータとして収集される現状における

マイナンバー制度の課題とは、

1 マイナンバーカードと顔認証データ

(1) カードに一体化させられた顔認証データ

マイナンバー制度のもとで、国民の利便性に資するという

たい文句で、マイナンバーカード(正式には「個人番号カー

ド」が制度化されている。プライバシー保護の観点から、カー

ドの作成は義務ではなく、希望者のみが取得する任意の制度と

されている。しかし、そこにはカード取得者が「同意した」と

むどう、ただあき

一九七九年弁護士会議員選挙(福岡県弁護士会)。日本弁護士連合会情報開示委員会副委

員長。インターネットにおけるプライバシー、監視カメラ、顔認証システム、個人情報

法等を扱った住基ネット差止訴訟(スプリットヒューズ訴訟などに類似)。共著で、「個人

情報トラブル相談ハンドブック」(新日本法規、二〇〇七年)、「地理空間情報の活用と

プライバシー保護」(秘蔵探査法批判) [日本評論社、二〇〇三年]、「監視社会をどう

するか」 [日本評論社、二〇一八年] など。

の提出が必要とされる。

マイナンバーカードの申請には、顔写真(またはそのデータ)

の提出が必要とされる。

顔写真は、住民基本台帳カードでは本人がカードに表示する

かしないかを選択できたが、マイナンバーカードの表(オモテ)

面には義務的に表示され、またICチップには、表面に表示さ

れた顔写真データも電子データとして搭載される(総務省ホ

ムページ)。

ところで、証明書に写真を添付することは長年にわたってこ

く普通に行われてきたことであり、マイナンバーカードに写真

が表示され、ICチップに搭載されることに違和感を持つ方は

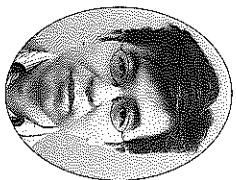
ほとんどいないかもしれない。

しかしながら、現在、世界では、顔写真から生成される顔認証

データには、本人特定のための高度な特性があることから、そ

武藤 糾明

弁護士



策の充実や当事者権利保護の強化が必要だろう。

それは、情報技術のインフラだけでなく、社会保障など社会政

権利の擁護を基盤にシステムや制度整備を行うことが必要だ。

クと便益のバランスや便益の強調で社会を説得するのではなく、

マイナンバー制度だけでなく、IT化、デジタル化は、リス

保障制度の限界や制約によっているところもある。

個人情報の利用や提供が人権の問題に影響を及ぼし、それは社会

情報保護が論じられるが、実際の社会保障の提供場面では、個

度では、セキュリティの問題や一元化の回避という観点で個人

の社会生活や支援に影響を及ぼすことになる。マイナンバー制

も抱えている。そうした制約は、個人情報の利用・提供による

個人に対する評価・判断による線引きを変え、個人情報の本人

いるが、社会保障制度の財源や人的リソースの限界という制約

体は、多くの社会保障サービスを提供し、人の支援に関わって

きない。マイナンバーのような番号も同様だ。とくに基礎自治

が、情報技術の利用は目的ではなく、目的を達成する手段に過

めにさまざまな情報技術を活用することを否定する必要はない

社会環境、情報環境の変化の中で、効果的に業務を進めるた

線は厳しくなるだろう。自治体に対しても例外ではない。

慣れ親しんでおり、公的インフラの使い勝手の悪さに対する目

まざままなブットフォームやオンラインサービスに多くの人が

を考えると特に重要だ。また、民間の提供する利便性の高い

の取り扱いは厳しい目が向けられている。

アイナンバーは、申請者から提出された写真（またはデータから生成される顔認識データ（目・耳・鼻などの位置関係等を数値化して特徴を捉えたデータ。たとえば言うならば「顔指紋」のようなもの、あるいは「三次元バリオド顔バジヨン」のようなものである）と受け取りに来た本人の顔を、顔認識装置でチェックし、一致していること、すなわち顔認識による照合ができるという品質保証を確認した上で交付されている。つまりアイナンバーには、顔認識による正確な本人確認ができることを自治体が品質保証した顔認識データが不可分一体とされており、その搭載を拒絶する自由は認められていない。

顔認識データの活用は、日本では、二〇二〇年の日韓共催サツカーワールドカップの際のフーリガン（サツカー観戦時に騒動を起こす者）の入国阻止目的で、関西空港と成田空港の税関に設置、運用されたのが始まりである。その後、民間でも、ティマパークの年間パスポート取得者が、あらかじめ自分の顔認識データを登録することにより、人口のカメラに顔を向けるだけで、あらかじめ作成された「年間パスポート有資格者の顔認識データベース」とAIを用いて瞬時に照合することにより文字通り「顔パス」で入場することができるとして民間利用されている。また、コンサートチケットの取り扱いは厳しい目が向けられている。

集・利用する場合においても、議会による法律制定のなままの収集は許されない。

日本弁護士会連合会は「二〇二二年時点で、すでに官民を通じて、どのような場合なら監視カメラにより市民の顔情報を記録することが許されるのか、許される場合でもどのような運用が求められているかなどを明記した法律を制定することによって、違法なプライバシー侵害を防止すべきであると提言した。そして、顔認識装置（あらかじめ作成された顔認識データベースと、不特定多数の市民を照合する装置）を適用することは許されないとした（二〇二一年一月十九日付「監視カメラに対する法的規制に関する意見書」）。その理由は、プライバシー侵害のみならず、デモや集会への参加者も対象とされれば、表現の自由、思想・良心の自由に対する萎縮効果まで懸念されるからである。その後、警察庁が五つの都県警に対し、組織犯罪捜査目的で顔認識装置を配布し、活用を始めたことに対しても、極めて限定的な要件での利用に制限する法律を作成しない限り活用は許されるべきではないとの意見を提言している（二〇一六年九月一五日付「顔認識システムに関する法的規制に関する意見書」）。

(2) アイナンバーカードの取得は任意から強制へ？

すべての住民に強制的に付番され、通知カードが交付されたアイナンバー制度ではあるが、アイナンバーの取得は任意である。アイナンバーカードの取得は任意から強制へ？

このように、運転免許証や健康保険証とアイナンバーが一体化され、「全国民が」「保有できる」「制度が指向されている」といふことは、その完成形は、保有するか否かは、個人の自由でも「権利」でもなく「義務」であり「強制」が指向されているとみるべきであろう。法律で正から義務化規定を置かなくとも、運転免許証や健康保険証との一体管理の効率化をはかれば、全員一律にアイナンバーに一体化させるようになるだろう。「行政効率化」は、「個人の自由」や「個別の意思表示、選択、差違」を排除し、異論を認めない一括処理のための悪しきツツクカードとして濫用される。

そうすると「インターネットを取得するかどうかは個人の自由であり、任意」だから、「顔認証」を、自治体に提供するかどうか個人の自由であり、任意」という建前も、インターネットが事実上の強制となるまでのわずか数年で終了してしまいかねない。

そもそも、インターネットを全国民に強制的に保有させ、「行政効率化」をはかることが国民の幸福追求権（憲法三条）にとって有利であるかどうか、望まぬ国民・市民（インターネット制度の対象となるのは、ロボットでは表示されていない日本国籍を持たない住民にも及ぶはずである）に強制的に保有する「権利」という名の義務を付与することが正当であるかについての根本的な議論が欠けている。

(3) 最も効果のよい監視の手段としての顔認証システム

二〇一八年一月三日のNHKのウエブページのニュースは、概要次のように中国の監視カメラ・顔認証技術を紹介している。「中国では監視カメラが一億七〇〇〇万台以上設置されている。顔認証システムで個人を特定しており、たとえば赤信号無視で横断歩道を渡ると四〇〇円ほどの罰金を課される。顔認証システム開発会社の担当者説明では、このシステムで指名手配犯を二〇〇〇人逮捕した実績がある。中国のA1Mでは、顔認証で出金でき、カードも、暗証番号入力も不要

だが、二〇年前ならSFに分類されたであろうこの小説が純文学たり得ているのは、その悩みが「現代」のものだからであらう。しかしながら、日本では、このような形で行政権、とりわけ警察が国民・市民の顔認証システムを収集し、それをA1を用いて監視目的で利用することは許されない。私たちが同様の監視の実用化に注意を払う必要性は高い。インターネットが事実上の強制となり、市民の顔認証システムが行政機関に提出が義務づけられるという形態は、それ自体が危険である。必要な本人確認の行政目的の程度を超えた顔写真システムや、それから生成される顔認証システムの取得は、当然に許されるものではないといえるべきである。GDP Rが定めよう、どのような場合に、どのような形であれば顔認証システムを収集、保存、利用できるのか、必要もなく収集、利用等されないよう法律で規制すべきである。二〇二〇年九月、菅首相は運転免許証のデジタル化をインターネット制度を活用して推進しよう指示し、警察庁は年内に工程表をまとめる。運転免許保有者八二〇〇万人の顔認証システムが運用されかねず、危険である。

二 キヤッシュレス社会の進展に向けた監視の高層化

(4) ビッグデータ社会における個人の行動履歴の捕捉

要である。顔認証で、公衆便所の紙の使いすぎも見張つている。反体制派とみられる人物は、北京の地下鉄のカメラで見つかり逮捕された。反体制派とされる中国人作家は、自分がちが管に監視されていたという。」

その後も、設置されるカメラの数はうなぎ登りである。顔認証システムは、A1によって高速度で処理される。中国が設置運営する、A1を用いた監視カメラを中心とするコンビユータネットワークは、「天網」(天網恢恢疎にして漏らさず)に由来すると言われている)と呼ばれ、人の照合可能な数は毎秒三〇億回とされる。新疆ウイグル自治区で少数民族のウイグル族を監視するのに用いられているとの批判もある。

二〇一九年には、香港で逃亡犯引き渡し条例改正案に抗議するデモ参加者が、当局による顔認証による監視を回避するため顔面マスクで覆う対抗策をとった。香港政府は同年一月緊急事態条項を約五〇年ぶりに用いてテロチームのマスクや覆面の着用を禁止する覆面禁止法を議会手続を終ずに行政会議(閣議に相当)で制定し、施行した。マスクなどで顔を覆う個人の識別ができないようにする行為は禁止され、一年以下の懲固刑などに処せられる(平野啓一郎氏は、監視のための顔認証システムとこれに対抗する覆面の活用、さらにそれに対抗する覆面禁止法が施行される社会を二〇一九年に小説「フロン」で描いてい

二〇〇〇年代に入ると、インターネットの普及に伴い、パソコンを通じて個人のインターネット上の行動履歴が大量に生産され、活用されることが認識されるようになった。何という検索キーワードがよく使用されているか、どのホームページの閲覧数が伸びているか、などは利用者からも容易に推測できる保存形態であった。さらに、どのIPアドレス(インターネットアドレスをする起點の住所のようなもの)の人がいつ、どこからどこまでの近道検索をしたのか、どのホームページのどのファイルをどのくらいの時間閲覧してほかに転じたのか、などのきめ細やかな情報、つまり特定個人が、インターネット上でいつどこを閲覧していつたかの詳細履歴さえ保存されていることはあまり利用者には意識されていなかった。他方で、アマゾン、楽天などのインターネット市場での商品検索、アマゾン、購入実績の履歴から、あるいはCookieを利

用したインターネット上の検索履歴、アクセス履歴から特定個人の趣味嗜好を分析し、それにあわせて有効な広告を表示するターゲティング広告が始まった。海外では、たとえば爆弾の作成方法を教えるホームページへのアクセス者を解析するなどの捜査手法が早々に実用化され、捜査の必要性とインターネット上のプライバシーとの調整が論争になった。二〇二三年には、世界中の人のインターネットでの行動

番号が、民間で自由に拡大利用されていった弊害が問題となつた。悪名高い社会保障番号も、限定された行政目的で付された個人情報をほとんど集積していくことに合意があるわけではな事業者の情報流通を促進してきたであり、行政機関主導で「ライバシ」より情報流通を促進してきたアメリカは、民間のライバシより情報流通を促進してきたアメリカは、民間事業者の情報流通を促進してきただけであり、行政機関主導で個人情報をほとんど集積していくことに合意があるわけではな

(2) 「ライバシ」への購入履歴の集積は誰のためか

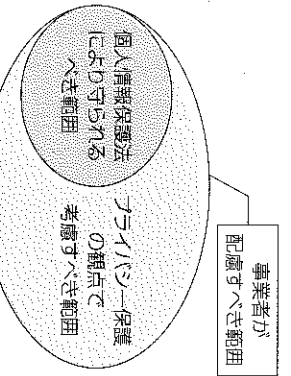
ところで、「ライバシ」には、先に見たように、「クレジットカード、クレジットカード、キャッシュカード、ポイントカード、クレジットカード、キャッシュカード、ポイントカード、診察券」と一体化させているのが政府の意向である。これが事実上の強制として実現されるおそれ大きいのだが、その場合、市民一人ひとりの購買履歴、行動履歴等が逐一捕捉されるおそれもある。

る(図2)。

も含んだものであるのに、あたかも個人情報保護法の形式規制さえ適合すれば何でも自由であるかのように扱って、人権侵害的技術が実用化されることにはブレキが必要だと思われる。総務省、経済産業省作成にかかる「カメラ画像活用ガイドブック ver.2.0(二〇一八年三月)も、カメラ画像の利活用を検討する利用者に向け、個人情報保護法により守られるべき範囲のほかに、もっと大きな配慮すべき範囲として「ライバシ」保護の観点で考慮すべき範囲」が存在することを明示している。

とができるか、市民の人権感覚が問われている。

図2 ● 適用対象の概念図



が意図した結果ではない。ライバシの無邪気な未来予想図は、行政主導で個人情報を集める旗振りをして何が悪いのか、というライバシ権に対する問題意識の欠如を表している。どちらかというど、中国の天網奇りの発想と思われる。これに違和感を持つこと

の様子について、これらを把握できる立場にある巨大データフォワードが、適法な手続により、課報機関に情報を提供していることが「ライバシ」により明らかにされた。これを意識し、EUIPOは、「ライバシ」保護のための規制強化に乗り出した。日本では二〇一〇年頃から、スマホの普及に伴い、ツイッター、フェイスブックなどのSNSの利用者が増加してきた。インターネット上に「自ら公表」される情報が、公表しているものがない個人の属性、思想信条等を分析の対象とされる事態を招いた。アメリカでは、フェイスブックにおける「いいね」の選択を分析するだけで、高い確率で人種、宗教、支持政党を推測できると指摘された。また、分析対象となる「いいね」の数が増えると、同僚や友人、配偶者よりもその人の人格を正しく捕捉できる」とされた。

二〇一六年六月に実施されたイギリスのEU離脱を問う国民投票や、同年一月のアメリカ大統領選挙で、勝者側が利用した選挙コンサルタント会社であるケンブリッジ・アナリティカは、このようなインターネットにおける情報をもとに、個人の人格を分析し、特定の考え方を支持する情報に誘導することで選挙に影響を与えたのではないかとの疑問を突きつけた。ライバシ保護を重視してきたEUIPOとは異なり、アメリカでは、個人情報事業者の中で自由に流通すること (Data Free Flow) 自体が表現の自由であるところへ、その憲法上の地を意図した結果ではない。最初から行政が意図した結果ではない。ライバシの無邪気な未来予想図は、行政主導で個人情報を収集する旗振りをして何が悪いのか、というライバシ権に対する問題意識の欠如を表している。どちらかというど、中国の天網奇りの発想と思われる。これに違和感を持つこと

位を高く評価してきた。CAFAMと呼ばれる巨大データフォワードは、これを体現する企業として、個人情報を集積し、商業利用してきた。山本龍彦教授によると、ケンブリッジ・アナリティカ事件は、個人情報自由な流通がむしろ主権者の意思形成をゆがめ、表現の自由を侵害するおそれがあることを明らかに出したため、アメリカでは「ライバシ」権に基づく情報流通(アメリカ流「表現の自由」)の制限が必要であるとの価値観の転換が行われているとされる。

●定額給付金をめぐり現場の状況
—これから豊中において、ワイナンプーのシステム担当や市民と直接に接している窓口の業務担当をされている現場の職員のみならず日々感じられていることについて、市職の副委員長からうかが

新型コロナウイルス対策として、紓弁曲折を経て一人一〇万円の特別定額給付金各自給付を通じて支給されることなり、五月一日からはワイナンプールを通じたオンライン申請の受付が始まりました。しかしながら、このオンライン申

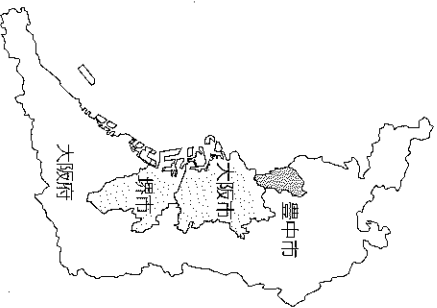
つていきます。
使用したオンライン申請ができるというこを盛んにアピールしていましたが、ワイナンプーカードが発行されるまでには申請から二〜三か月かかるので、給付金をもらうために新たにカードの発行を申請する人はそれほど増えなかつたようです。ただ、ワイナンプーカードそのもの

大阪大学や大阪音楽大学があり、教育文化都市として知られる大阪府豊中市。九月からワイナンプーカードがスタートしたが、自治体の現場ではワイナンプーカードをめぐるどのような状況となっているのか。市職の副委員長から職員の話をつかってみた。

インタビュアー ●林 鉄兵 月刊自治体 編集長
齊藤健文 大阪府本部豊中市職員組合 副委員長

自治体の現場からみる ワイナンプーカード

特集 ワイナンプーと個人情報保護の行方



【豊中市】

大阪府北部の北摂豊能地域に位置する人口約40万人、面積36.6平方kmの中核市。北部は阪急豊能駅の駅や大阪大学を中心として住宅地が広がり、南西部は大阪国際空港（伊丹空港）を中心に住宅と工場が混在している。全国高等学校野球選手権大会発祥の地としても知られている。

請をめぐっては、さまざまなトラブルが発生し、日本の一水連に疑問符が付きました。
まず特別定額給付金の支給に関連した現場はどのような状況だったのでしょうか。

ような仕組みに税金を投入して市民全員に持たせるのは税金の無駄である。一九九五年以降のインターネット革命に乗り遅れ、世界の先頭からずるすると後退してきた日本の「IT戦略観」のずれも象徴している。
二〇一九年七月には、セブン&アイ・ホールディングスのスマートフォン決済サービスが不正アクセスされ、サービス開始からわずか四日で入金停止に追い込まれた。キャッシュレス決済の導入を急いだ対策の甘さが指摘されている。二〇二〇年九月には、NETFOMOの電子決済サービス「ドコモ口座」を悪用した銀行預金の不正引き出し問題が発覚した。いずれも二段階認証等の初歩的な本人確認手続を怠った事案であり、天下の大企業による情報管理は信じられないほどさんである。
現在政府が実施しているワイナンプーカード普及策は、消費額に応じて最大五〇〇ポイントが付与される仕組みである。これは、二〇一五年の失敗を踏まえたものと思われる。
すなわち当初、二〇一五年一月から消費税を八%から一〇%に上げる代わりに、ワイナンプーカードを利用して食料品等を購入した場合、その購入実績に応じて最大四〇〇〇円を還付する制度が提案されたが、広範な反対で導入されなかつた。これは、まさに市民の消費動向を把握すること引き替えるに増税緩和策を採るという仕組みであった。
行政機関は、可能な限り個人の全体像を把握できるように、個

榊屋委員「私も役人の端くれをしておりましたから分かるのですが、もうこのデータベースとこのデータベースを絶対ひつけないのだから手が出るほどひつけないと思っ」「最初から悪いことをしようなんて思っている訳じゃないです。住民のサービスを向上するためには、この情報はひつけない方がよい、データベースを作った方がいいというふうに絶対思っわけなくて」「一九九九年四月二〇日 衆議院地方行政委員会」
市民が、このような行政機関の欲求や動機を正しく理解し、ワイナンプーカードが、住民基本台帳カードで警戒すべきとされてきた行政機関による濫用ケースといえる「全市民の購入履歴、行動履歴の根こそぎ捕捉」につながらないよう、近代憲法がその前提としている「公権力に対する警戒心」を持ち、主権者としての誇りを持ち、自分のプライバシー権を保持するための不断の努力（憲法二条）ができるのか、が問われている。

*1 https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/03.html
*2 https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2012/120119_3.html
*3 https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2016/160915_2.html